

第1章 地域包括ケアシステムに基づく地域共生社会の実現へ

重層的支援体制整備事業の活用

■ 背景

本市は2040年に向けて、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会の実現にあたっては、要支援者の属性、世代、相談内容に関わらない包括的な支援体制の整備が必要であることから、こうした支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の手法を用いて、相談支援を中核とした包括的な支援を行います。

■ 目的

第8期高齢者保健福祉計画期間においては、地域包括ケアシステムの構築を基本理念として、地域包括支援センターによる医療介護連携の地域の総合相談や、生活支援コーディネーターによる地域づくりを進めてきました。

本市の高齢化率は30%を超え、75歳以上の人の割合も増えていきます。そうした中、高齢者の地域生活課題は、認知症や家族の介護に伴うものから、8050世帯やダブルケア、世帯が地域から孤立している状態にあること等、複雑化・複合化の傾向が増えていることが分かってきました。

高齢者を始めとして、障がい、子ども・子育て、生活困窮等、地域における支援ニーズは更に多様化すると考えられ、課題の解決に向けて今後は重層的支援体制整備事業を用いた支援を行っていきます。

■ 主な取り組み

地域包括支援センターは、保健・福祉・介護の専門職を配置した地域のワンストップサービス窓口として、個別の総合相談や地域づくりを行っています。

地域共生社会の実現に向けては本市でこれまで進めてきた地域包括ケアシステムの仕組みや既存の取り組みを活かしつつ、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりにむけた支援を一体的に実施します。

基幹型地域包括支援センター（地域共生係）では、庁内連携、各関係機関との支援体制、地域住民との連携体制を、それぞれの関係者と協議・議論を行いながら、実施していきます。以下、主な取り組みを示します。

① 包括的相談支援、相談支援機関、拠点等の設置

包括的相談支援は重層的支援体制整備事業における事業の根幹であることから、市内3ヶ所の地域包括支援センターを地域に身近な福祉の総合的な窓口と位置づけ、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。

相談のうち課題が複雑化・複合化しており、支援機関間の役割分担等の整理が必要な場合は、多機関協働事業として各支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

基幹型地域包括支援センターでも相談を受け付けるとともに、各地域包括支援センターと協働して包括的な相談体制を構築します。

② 他機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ事業

・多機関協働事業

現状、多くの複合的な地域生活課題が生じている中では、課題解決に向けて各専門機関等の更なる連携体制の強化が必須です。

多機関協働事業では、既存の相談支援機関の活動をサポートするとともに、重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携の円滑化を進め、本市における包括的な支援体制の構築に向けた支援を行います。

・参加支援事業

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、既存の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うとともに、要支援者のニーズや課題を丁寧に把握し、支援メニューとのマッチングを図ります。

・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期のひきこもりの状態にある等、必要な支援が届いていない人に支援を届けることが目的であり、本人との信頼関係づくりやつながりづくりのための事前調整や関係性構築に向けた働きかけの調整を行います。

③ 支援会議・重層的支援会議・相談支援包括化推進会議

・支援会議

支援拒否や本人同意が得られないケースに対して、会議参加者に守秘義務を課したうえで、個人情報共有し、見守りと支援方針の理解、緊急性がある事例への対応等必要な支援を検討します。

・重層的支援会議

関係機関との情報共有について本人同意を得たケースに関して、関係機関が連携して支援の検討、適切性、支援終結時等の評価、関係機関との役割分担、社会資源の充足状況の把握と開発などを検討します。

・相談支援包括化推進会議

複雑化、複合化した課題に対する対応を図るため、各相談支援機関等による包括的な支援体制の構築を進めるためのネットワークの構築を目的として開催します。

既存の地域包括ケア会議等を利用し、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が提供できるよう、情報の共有や必要な支援体制の検討、地域全体の福祉ニーズの把握等を議題として実施します。

施策の方向性（１） 地域共生社会の実現への推進

① 生活支援体制整備事業（地域づくり事業）（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

重層的支援体制整備事業の一環として、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を推進していくため、地域資源の開発やネットワークの構築、サービスのニーズと取り組みのマッチング等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置しています。

■ 今後の取り組み

各所管が実施している地域づくりに係る事業（一般介護予防事業、地域活動支援センター、地域子育て支援拠点、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）と連携し、住民同士が出会い参加することができる場（住民主体の通いの場や住民自治協議会等）や居場所の充実を図るための体制整備を行います。また、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネーター機能を担う第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心として、地域の実情に応じた住民主体による参加支援など）の創設に取り組みます。

■ 実績と計画目標

項目（人数）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活支援コーディネーター	7	6	6	7	7	7

② 地域包括支援センター運営事業（包括的相談支援事業）

（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核機関として、日常生活圏域ごとに委託により3か所設置し運営しています。地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、各々の専門職の知識を活かしながら、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定を目的として、総合相談・支援業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援等の業務を行うことで、担当圏域における保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

また、本人・世帯の属性にかかわらず相談事を受け止める包括的相談支援事業を、地域生活支援事業（障がい）、利用者支援事業（子ども）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮）の各所管が実施する相談支援と連携し行っています。

■ 今後の取り組み

地域共生社会の実現には、地域住民のニーズに応じて医療・保健・介護・福祉サービスを適切にコーディネートし、適時に供給する体制とともに、個別の支援と地域づくりの支援を一体的に実施する必要があります。

高齢者や複合的な課題を抱える相談者を地域で支えるために、支援関係機関の役割や関係性の調整、支援が届いていない相談者へのアウトリーチ支援を通じた継続的支援を行っていきます。

また、地域課題の把握や地域ケア会議を開催し、地域の自治会や民生委員等、関係機関とのネットワークの構築に努め、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズへの対応、本人のニーズと地域の資源との調整、新たな地域資源の開発による社会とのつながりの回復の支援を行います。

市は、各地域包括支援センターの機能強化を図るため、逗子市基幹型地域包括支援センターにおいて、各センターの後方支援や人材育成、実施に当たり運営方針を明示し、各地域包括支援センターの事業内容・運営と保険者機能の強化につながるよう努めます。

③ 地域福祉推進事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

子どもから大人までのすべての人に対し、福祉への関心を高め、支え合い・助け合いの気持ちを醸成することにより、地域福祉を推進します。

■ 今後の取り組み

教育機関や関係団体、福祉施設等と連携し、地域の福祉課題に即した住民相互の助け合いや社会参加への関心の醸成について、学校や住民主体の通いの場や住民自治協議会等の地域の実践し、地域福祉活動の担い手の育成を進めていきます。

④ 生活困窮者自立支援事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進するよう支援をします。

■ 今後の取り組み

2020年頃から世界で蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入の減少により生活が困窮した者からの相談が増加しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の経済における影響はかなり限定的になりましたが、高齢

者を始めとした様々な世代から一定数の生活困窮に係る相談は引き続きあることから、困窮の原因となる複合的な課題の解決に向けて多面的な角度から対応していく必要があります。それに伴い、住居の確保や就労の維持等の支援を強化し、多機関との協働により社会参加の支援の充実を進めていきます。

⑤ 民生委員・児童委員（社会福祉課社会福祉係）

■ 事業内容

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や行政機関等へ橋渡しを行います。また、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問等を通じ、地域が抱える日常生活課題や問題を把握するとともに、解決・改善に向けて地域住民や関係機関・団体と連携、協力し取り組むことにより、誰もが安心して住み続けられるための地域の絆づくりを進めていきます。

■ 今後の取り組み

引き続き、地域福祉の充実のための取り組みを進めます。

⑥ 消費生活相談（市民協働課人権・男女平等参画係）

■ 事業内容

消費者保護の視点から、高齢者の生活が守られるよう、商品やサービスに対する苦情や被害に消費生活相談員が対応するなどの支援をしています。

■ 今後の取り組み

消費者相談・消費者教育を実施している他、高齢者を見守る側の関連団体と連携を深め、消費者被害を未然に防ぐ啓発等を協力して行います。

高齢者を消費者被害から守るため、消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、積極的な情報提供を推進していきます。

⑦ 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） （社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

高齢者の自立した生活を維持するため、また、介護予防に対する意識啓発を目的として、健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者を目指す取り組みの一環として、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者及び一般高齢者に対して、要支援・要介護状態を防ぐための、運動教室等の

各種予防事業を実施しています。

また、地域の通いの場において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し運営費用を補助するなど、生きがいや自己実現のための取り組みを引き続き支援します。

■ 今後の取り組み

健康寿命の延伸、また介護予防を推進するため、高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域を構築するため、65 歳以上の高齢者に対し、介護予防に資するアンケートや訪問による調査、介護予防に資する住民が主体となる通いの場の設置促進による介護予防事業等を実施します。

■ 実績と計画目標

項目（回数）	実績		見込値	目標		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
運動器の機能向上教室 （ベーシックコース）	28	29	14	14	18	18
運動器の機能向上教室 （アクティブコース）	27	11	14	14	18	18
運動器の機能向上教室 （水中運動教室）	中止	12	28	28	36	36
認知症予防プログラム （脳活・筋活講座）	35	35	48	48	48	48
高齢者の通いの場（団体数）	18	19	20	25	25	25

施策の方向性（２） 地域包括支援センターの機能強化・拡充

① 地域包括支援センター運営事業（社会福祉課地域共生係）

* 第1章・施策の方向性（１）・②と同じ

② 在宅医療・介護連携推進事業（国保健康課健康係）

■ 事業内容

逗葉地域医療センターに逗子市及び葉山町の委託事業として「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」を設置し、平成 29 年度（2017 年度）から在宅医療・介護サービスを提供している関係者からの相談・支援や対象者の支援に必要な、医療・介護等の情報提供を行っています。

■ 今後の取り組み

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と介護、福祉の連携が必要です。そこで、地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力・連携し、次の事業に取り組んでいきます。

- ・逗葉医師会在宅医療相談窓口、逗葉歯科医師会在宅歯科医療地域連携室及び逗葉薬剤師会在宅対応薬局等との連携
- ・地域包括支援センター、介護事業所等との連携・相談・支援
- ・在宅療養者の支援及び連携の調整等
- ・市町民からの相談支援
- ・多職種連携に関する会議、研修等の開催
- ・逗葉地域の医療・介護関係者の情報共有として広報紙「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室だより」の発行

また、今後は、自助力、共助力を高めるために、市民向けの講座、広報など、周知活動なども充実させていきます。

■ 実績と計画目標

項目（回数）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
多職種が連携した会議等の開催	10	11	12	12	14	14

*多職種が集まるサロンは平成30年度6月から開催（毎月）し、令和元年からは隔月実施に変更。令和2年度は、感染症対策のため、1回のみ開催。令和3年度以降は、オンラインでの開催も実施。

③ 地域包括ケアシステム推進事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

これまで本市が進めてきた、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で、最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実施にあたり、医療関係機関を含めた多職種が協働し、高齢者の個別ケースの支援内容等を検討、課題解決にあたるための地域包括ケア会議を開催し、地域の関係機関等と相互の連携が図れるようネットワークを構築します。

なお、地域包括支援センターでは、地域における課題把握に取り組み、多職種による地域ケア会議を開催するなど、関係機関との連携を図ります。

■ 今後の取り組み

地域包括ケア会議では、医療、介護職等の地域における様々な関係機関と連携を図り、高齢者の様々な課題や支援方法等を検討します。

在宅医療・介護連携推進事業と地域包括支援センター間の連携に努めるとともに、多職種の関係機関等とのネットワークの構築をし、住み慣れた地域における高齢者の生活に対する支援を充実させるとともに、それを支える社会基盤（※地域包括ケアで示している医療や介護サービス、生活支援サービス及びそれを担う人材）の整備を図ります。

施策の方向性（３） 高齢者と介護者の在宅生活の支援

① 生活支援体制整備事業（地域づくり事業）（社会福祉課地域共生係）

＊第1章・施策の方向性（１）・①と同じ

② ひとり暮らし高齢者訪問事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者等を対象に、原則として年２回の頻度で訪問し、安否、健康状態、緊急連絡先等の確認、各種相談に応じています。

■ 今後の取り組み

定期的な訪問を行うことで、介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者の生活状況、身体状況等について把握します。また、必要に応じ地域包括支援センター等と連携し、介護サービスの利用につなげる等、高齢者を継続的に見守ります。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
訪問数（回）	1,283	1,139	1,500	1,500	1,500	1,500

③ 福祉緊急通報システム事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

疾病等により身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報機器（ペンダント型無線発信器、生活行動探知機）を貸与することにより、急病等の緊急事態に対する不安を解消し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援しています。

■ 今後の取り組み

急病等の緊急時に迅速な対応を可能とすることで、高齢者が地域で安心して生活できるよう努めます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
設置数（件）	47	37	34	45	45	45

④ 福祉配食サービス事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

低栄養状態の予防・改善のための食事の確保と日常の安否確認について支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの非課税世帯等に対し、訪問による食事の提供（昼食）と安否確認を行うことにより、自立した在宅生活を支援しています。

■ 今後の取り組み

同様の民間サービスは充実していますが、介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら、対象者の状況に合ったアセスメントを行ったうえで、事業を実施します。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数（人）	38	32	29	40	40	40
配食回数（食）	5,987	5,899	5,412	6,000	6,000	6,000

⑤ 在宅高齢者紙おむつ等支給事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給し、家族による在宅介護の負担軽減を図っています。また、より適正な支給を行うため、支給対象の見直しを図り、新規申請対象は非課税世帯等です。

■ 今後の取り組み

事業についての周知を徹底し、家族による在宅介護の負担軽減を図ります。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数（人）	135	108	101	150	150	150

⑥ ふれあい収集（環境クリーンセンター）

■ 事業内容

自ら一定の場所までごみを持ち出せず、身近な人に協力が得られない、日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者（おおむね65歳以上）のみの世帯、障がい者のみの世帯等を対象に、職員が玄関先まで出向いて、ごみを引き取り、併せて安否の確認をしています。

■ 今後の取り組み

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、利用対象者の増加が見込まれます。関係機関と連携を図り、現制度を実施していきます。

第2章 健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

施策の方向性（１） 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み （介護予防・日常生活支援総合事業の推進）

① 自立支援型介護予防・生活支援サービス事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

生活機能低下の恐れがある高齢者に対してフレイル状態を把握した上で、疾病予防・重度化予防を目的として運動、口腔、栄養、社会参加の観点から、高齢者の身近な場所で健康づくりを開催します。

また、生活支援コーディネーターと連携しながら、多様な主体との支援・協働体制の充実を図ります。

■ 今後の取り組み

みんなで元気な高齢者をめざす取り組みの一環として、短期集中予防サービス（通所型サービスC）や住民主体による訪問型サービス（訪問型サービスB）を提供します。

また、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、介護予防の通いの場への専門職派遣や、介護予防のための地域ケア個別会議と連携します。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問型B（か所）	3	2	2	2	3	3
通所型C開催回数（回）	107	96	96	96	96	96

② 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

（社会福祉課地域共生係）

* 第1章・施策の方向性（１）・⑦と同じ

③ 介護予防普及啓発事業（高齢者センター）

■ 事業内容

高齢者自身が主体となり、日常生活の基本ともいえる筋力強化による運動奨励策に加え、自立健康者への応援と、寝たきりゼロ運動推進を目指して、介護サービスを受けない高齢者づくりを

推進するため、シニア健康教室を開催し実施します。

■ 今後の取り組み

高齢者の運動・健康志向のニーズに応えるため、引き続きシニア健康教室をNPO法人ズシッブ連合会に委託して実施し、自立健康者への支援と寝たきりゼロを目指す取り組みを継続します。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
シニア健康体操参加者（人）	62	590	620	620	600	600

④ 男性の料理教室事業（国保健康課健康係）

■ 事業内容

逗子市食育推進計画に基づき、ふだん調理をあまりしたことがない65歳以上の男性に対して、食事による栄養面で健康で自立した生活が送れるよう、料理教室を実施します。

■ 今後の取り組み

令和4年度（2022年度）より3コースにより36人の参加で実施。来年度以降も3コースずつ実施により36人の参加を目指します。必要により献立等を改良し、より内容の充実した教室の実現に努めます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
教室参加者数（人）	23	35	36	36	36	36

⑤ 食生活改善推進員養成講座事業（国保健康課健康係）

■ 事業内容

逗子市食育推進計画に基づき、食生活改善推進員（ヘルスメイト）として活動することを希望する人を対象に、養成講座（講義及び実習）を実施します。

■ 今後の取り組み

ボランティア活動を希望する人を積極的に募り、実施可能な人数・内容で検討していきます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
講座参加者数（人）	12	9	18	18	18	18

⑥ 保健事業と介護予防の一体的実施事業

（国保健康課健康係）

■ 事業内容

高齢者の保健事業と介護予防に関わるデータの分析をもとに、高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への関与など、一体的な実施を図っていきます。

■ 今後の取り組み

企画・調整等を担当する保健師と地域を担当する専門職が連携を取りながら、通いの場等への積極的な関与（アウトリーチ）を行い、本市に多い疾病の予防やフレイル対策に努めます。

⑦ 一般管理事業

（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

本市の介護保険システムに保存されている介護に関するデータ及び地域包括ケア「見える化」システム等のデータを、地域支援事業等に活用していきます。

■ 今後の取り組み

データを基に地域に即した事業を実施するとともに、効果測定においてデータを活用することで、正確な分析検証を行い、必要に応じて事業内容を修正実施していきます。

施策の方向性（２） 生きがい・社会参加の促進

① 生きがい推進事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

市内の公衆浴場の利用助成券を交付し、高齢者に公衆浴場を入浴と交流の場として提供することにより、ふれあいの場づくり、異世代間の交流を図ることで、高齢者の孤独感の解消や介護予防につなげています。

■ 今後の取り組み

高齢者のリフレッシュ事業として継続します。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用件数（件）	13,160	13,110	13,000	13,000	13,000	13,000

② 老人クラブ育成事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

高齢者の生きがい対策・健康づくりの社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、NPO法人ズシッ浦連合会の活動を支援しています。

■ 今後の取り組み

各種の講座やサークル活動等への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。また、NPO法人ズシッ浦連合会の地域支援事業への参入・展開についても、連携を図り、支援していきます。

③ 高齢者センター運営事業（高齢者センター）

■ 事業内容

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜や健康相談などを総合的に提供します。

■ 今後の取り組み

1983年に老人福祉センターとして開設以来、サークル活動の場、食事の提供、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、元気な高齢者の集いの場として利用されています。施設は、月～金曜日（休館日は土・日曜日、祝日、年末年始）に開館し、今後も施設の維持管理を適切に行い、より利用しやすいように、効率的な運営に努めます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人）	6,960	18,054	19,000	19,000	18,000	18,000

④ 福祉バス運行事業（高齢者センター）

■ 事業内容

高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。市街地から離れて位置する高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料で市役所、逗子アリーナ、高齢者センターを結ぶ福祉バスを運行しています。

■ 今後の取り組み

逗子アリーナ開館日には、引き続き市役所と逗子アリーナと高齢者センター間の福祉バスの運行をしていきます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人）	8,507	22,355	24,500	24,500	23,000	23,000

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（高齢者センター）

■ 事業内容

高齢者自身の生活を豊かなものとするために、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会となるよう、各種の教養講座を高齢者センターで開催しています。

■ 今後の取り組み

各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

⑥ 未病センター活用事業（国保健康課健康係）

■ 事業内容

市内に2か所（市役所1階及び逗子アリーナのトレーニングルーム）に設置した未病センターにより、市民の健康増進・介護予防を推進します。

具体的には、①様々な測定機器を用いて自身の健康状態の「見える化」、②常駐する保健師・管理栄養士による相談やアドバイス、③食・運動・社会参加などの知識取得のための情報提供を行います。

■ 今後の取り組み

健康に関心を持ち、自ら健康増進のための行動をとる市民を増やすため、2か所の未病センターで、健康・栄養相談などの個別相談の他、様々な講座、資料配布などを継続して実施します。

⑦ 生涯学習の推進（市民協働課市民協働係）

■ 事業内容

市民の企画による、教え合い、学び合いの機会を提供する各種講座を開催しています。市民の学習要求に応え、生きがい、社会参加の推進に寄与し、高齢者を中心とした多くの受講生が集まっています。

■ 今後の取り組み

（仮称）生涯学習推進プランに基づき、市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指し、様々な学習機会を提供します。

⑧ スポーツ推進（文化スポーツ課）

■ 事業内容

生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心と体をつくり、明るく活力に満ちた創造力あふれるまちづくりを推進しています。

■ 今後の取り組み

スポーツ都市宣言及び逗子市スポーツ推進計画に基づき、一人でも多くの高齢者が気軽にスポーツ・健康づくりができる環境整備を図ります。高齢者のスポーツ活動の推進においては、介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。高齢

者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催や、高齢者向けスポーツプログラムの普及啓発を図ります。

⑨ 高齢者就労支援（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、平成3年（1991年）に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行ってきました。

平成27年（2015年）には、新分野進出の第一弾として、市民交流センターの「指定管理事業」を開始し、業務を担うため第二事業部を設立して、採用時の年齢制限を撤廃しています。

■ 今後の取り組み

株式会社パブリックサービスでは、令和5年（2023年）3月31日現在、役員を除き126人（うち女性19人）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方がいることや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。

今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携しながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。

第3章 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

施策の方向性（1） 認知症施策大綱を踏まえた認知症施策の推進

① 認知症総合支援事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援を引き続き実施します。

市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っています。

■ 今後の取り組み

認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わるために設置した、認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。また、地域包括支援センターや医療機関、介護事業者との連携、情報が共有できる仕組みを運用していきます。

認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族等から相談があった際、認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて、その知識・経験を活かした相談支援を実施します。また、認知症初期集中支援チームと連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整します。認知症の人や家族に対する支援として、認知症ケアパス*の作成や認知症カフェ等の開催を支援します。

*認知症ケアパスとは、認知症の人が、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。

② 認知症サポーター養成事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。

■ 今後の取り組み

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。地域住民だけではなく、職域にも認知症サポーターを増やし、認知症支援の充実を図

っていきます。

また、県が実施する認知症サポーターの資質向上を目指す「オレンジパートナー養成研修」の実施に協力し、受講修了者が認知症関連事業に積極的に参加、活動できるよう情報提供に努めます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症サポーター養成数(人)	165	183	200	220	250	300
認知症サポーター数（人）	3,522	3,705	3,905	4,125	4,375	4,675

③ 家族介護者支援事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催しています。また、教室終了後に家族同士の情報交換、仲間づくりを目的とした交流会を開催しています。介護者同士の交流を図ること等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図っています。

■ 今後の取り組み

周知方法の工夫や教室内容を見直すことで、様々な方が参加しやすい環境づくりに努めます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
教室参加者（人）	24	43	0	40	80	80
交流会参加者（人）	24	43	0	20	40	40

④ 徘徊高齢者対策事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、地域の支援を得て早期発見・保護ができるよう、関係機関との情報ネットワーク（徘徊高齢者 SOS ネットワーク）により支援体制を構築しています。

■ 今後の取り組み

事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後の登録者も多いため、事前の登録の周知方法等について検討していきます。

施策の方向性（2） 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

① 逗子あんしんセンター助成事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

社会において不利な立場におかれやすい高齢者や障がい者等を対象とした財産の保全・管理に関するサービスや、判断能力が著しく不十分な人等の権利擁護を図るため、法人後見事業、専門相談員による成年後見制度や権利擁護等の相談を行う逗子あんしんセンターの運営費の一部を補助しています。

■ 今後の取り組み

日常的金銭管理や成年後見制度に関する相談など、逗子あんしんセンターの重要性は年々高まっています。

相談者は複合的な課題を有する場合が多いことから、地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、様々な形での支援を可能とするため、逗子あんしんセンターの円滑な事業運営に協力・支援します。

② 成年後見制度利用支援事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

認知症や知的障がい、精神障がいなど、自分では十分に判断することができない方が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないように法律面等において支援し、財産を守るための制度です。制度利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。

成年後見制度を利用するに当たり、費用負担が困難な方に費用助成を行っています。また、身寄りがないなどの理由により、支援が必要な場合には、市長が法定後見制度の申立てを行います。

■ 今後の取り組み

核家族化等により家族関係が希薄な中、認知症や身寄りがない等の理由で市長申立件数は増加が予測されます。そのため、関係機関と連携し制度周知や潜在者の早期把握に努め、効率的な事務運営を図っていきます。

③ 成年後見制度利用促進事業（社会福祉課地域共生係）

■ 事業内容

障がいのある人や家族の高齢化、認知症等の判断能力の低下により、金銭管理、福祉サービスや医療サービスの契約困難、消費者被害が増加していることから、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。引き続き権利侵害を受けやすい人の早期発見に努め、必要な支援を続けます。

■ 今後の取り組み

逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画において逗子市成年後見制度利用促進基本計画を策定したことから、同計画に基づき制度の周知を図り、利用の促進を図ります。

また、課題の解決と地域住民の権利擁護を推進する体制として、「中核機関」をはじめとした「チーム」「協議会」等の構成要素による地域連携ネットワークの整備に取り組みます。

地域連携ネットワークでは必要な人が成年後見制度を利用できるように、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」及び「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」3つの役割を基に、既存の連携協働に司法を含めたネットワークの構築を目指します。

④ 高齢者虐待対策事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる高齢者や介護者に対し、相談・指導及び支援を行います。また、緊急性を要する場合には、一時保護等の対応をしています。

■ 今後の取り組み

虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐため、関係機関とのネットワーク構築を図ります。必要に応じて一時保護する他、通報・届出窓口の周知等の啓発を行います。

第4章 介護保険サービスの基盤強化

施策の方向性（１） 介護保険制度の適切な運営

① 高額介護サービス等給付事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

高額介護サービス費の支給とは、介護サービスを利用して支払った１割から３割の負担額が、１か月の合計で規定する上限額を超えた場合、その超えた分の費用を支給するものです（同一世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯全体の負担額が上限を超えた額）。

高額医療・高額介護合算療養費の支給とは、医療保険と介護保険のどちらも利用する世帯において、毎年８月から１年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

■ 今後の取り組み

高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算療養費については、利用者の負担軽減を目的として、厚生労働省が規定した全国一律の基準に基づき引き続き適正に実施していきます。

② 介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業 （高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

低所得者や災害に遭われた方等に対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、利用料の軽減・助成について、国や本市独自の制度を設けています。

ア 訪問介護利用者負担の助成（障がい者ホームヘルプサービス利用者対象）

イ 社会福祉法人の利用料減免に対する補助金の交付

ウ 生計困難者の介護サービス利用者負担の軽減

エ 介護老人保健施設等利用における低所得者に対する助成

■ 今後の取り組み

現行制度を維持し、利用料の軽減・助成を実施します。

③ 保険料賦課徴収事務費（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となり、介護が必要となったときに、40歳以上 65歳未満の方の費用は1割、65歳以上の方は所得に応じて1割から3割負担で、暮らしを助ける様々なサービスが利用できる仕組みです。40歳以上の方が納める保険料と国や市の負担金及び利用者の自己負担を財源に運営しています。

40歳から 64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険と合わせて納めます。65歳以上の方の介護保険料は、本人及び世帯全員の前年中の収入・所得に基づき市で算定し、医療保険とは別に、65歳になった月から月割りで納めます。

介護保険制度では、3年ごとに高齢者人口、介護認定者数及び介護サービス費を推計し、保険料を見直します。

■ 今後の取り組み

第9期では、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2027年度）までの給付見込みにより保険料を算定します。今後さらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準が上昇することが予想されることから、介護保険制度の持続可能性を高めるため、引き続き第1号被保険者の介護保険料について適切な徴収を行います。

※ 介護保険制度の公平・公正な運営を図るため、特別な事情なく保険料を滞納し、滞納が続く場合は、保険者として滞納期間に応じて次のとおり給付制限を行います。

滞納期間	給付の制限
1年間滞納した場合	・ サービス利用時の支払い方法を償還払いへ変更
1年6か月間滞納した場合	・ 保険給付の一時差し止め ・ 給付差し止め額から滞納保険料を控除
2年以上滞納した場合	・ 利用者負担の引き上げ ・ 高額介護サービス費等の支給停止

施策の方向性（２） 給付適正化への取り組み

① 介護給付等費用適正化事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とするサービスを事業者が適切に提供することを目的として、本市が策定した介護給付適正化計画に基づき、引き続き給付の適正化に取り組めます。

■ 今後の取り組み

逗子市高齢者保健福祉計画内（令和６年度～令和８年度）において「第６期介護給付費適正化計画」を策定する中で、令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までを計画期間とする「第４期介護給付費適正化計画」における実績を十分に検証のうえ、主要３事業（①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③総覧点検・医療情報の突合）の完全実施に加え、国保連から提供された給付実績データを積極的に分析・評価し、給付適正化に努めます。

施策の方向性（３）介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

① 介護人材確保事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

今後、2025年（令和７年）、2040年（令和２２年）の到来を踏まえ、多種多様な介護ニーズが増加することを想定して、将来の介護需要を推計し、必要となる介護サービスの確保に努めます。

■ 今後の取り組み

安定的な介護サービスの供給のため「介護人材の確保」を筆頭に、「介護職員の離職防止」及び「介護需要の削減」の３つの視点に基づき、総合的に実施していきます。

また、介護支援専門員や事業所の管理者等を対象とした研修の実施及び神奈川県の人材確保関連事業の周知等、積極的な情報発信を行うとともに、市内介護事業所に対し、介護人材の確保に向けた支援を予算の範囲内で実施します。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
介護事業所等人材確保補助金（人）	11	8	12	12	12	12
介護施設人材確保補助金（施設数）	2	3	3	3	3	3

施策の方向性（４） 介護保険サービスの質の確保

① 居宅（介護予防）サービス（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

要介護（要支援）と認定された方が、主に自宅で生活する際に利用するサービスとして「訪問サービス」「通所サービス」等があり、サービスを組み合わせて利用することも可能です。

■ 今後の取り組み

必要な方に必要なサービスが提供されるよう、給付適正化事業、事業者指導に基づき、給付の適正化・質の向上を図るとともに、他の「地域密着型（介護予防）サービス」や「施設サービス」の利用状況を踏まえて、必要なサービス量を確保します。

② 地域密着型（介護予防）サービス（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

地域に住む高齢者が、その地域で自分らしい生活続けることを目的とした「地域包括ケアシステム」の理念に基づき、地域の特性に応じたサービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」等のサービスを提供します。

■ 今後の取り組み

本市では、近隣市町村と比較して地域密着型（介護予防）サービスの利用傾向が低く、その理由として地域密着型（介護予防）サービスの周知不足に加えて、小規模多機能型サービスを利用した場合は他のサービス利用に制限がある等の理由があると思われます。本市における地域包括ケアシステムの推進のため、地域密着型（介護予防）サービスの利用推進に当たっては、サービスの特性を十分説明したうえで、サービス利用の周知を図ります。

③ 施設サービス（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

在宅生活が困難な要介護者の方が介護保険施設に入所して受けるサービスであって、必要とされる介護サービスの内容によって、4種類ある介護保険施設（「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設（老人保健施設）」「介護療養型医療施設（令和6年3月まで）」「介護医療院」）の中で入所できる施設が異なります。

■ 今後の取り組み

今後、必要となるサービス量を供給できるように、サービス量の確保に努めるとともに、施設

サービスの設置者等に対して定期的な研修を行うことで、サービスの質的向上を図ります。

④ 特別給付費給付事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

要介護者の移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定める独自サービス）として、平成15年度（2003年度）から、市が独自に移送サービスを提供しています。

■ 今後の取り組み

利用者のニーズに合わせ令和3年4月から認定要件を拡充して、介護度1からの要介護者で、かつ、非課税者を対象としました。今後も移送サービスの効果的な利用について検証を行っていきます。

施策の方向性（5） 高齢者の多様な住まい方の充実

① 介護サービス施設整備（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

在宅生活が困難な方が、介護保険施設のほか、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の居住系のサービスを利用するに当たり、施設・居住系サービスの供給体制について計画的な整備方針を策定します。

■ 今後の取り組み

施設・居住系サービスの整備に当たっては、短期の予測だけでなく、中長期の予測も踏まえ、俯瞰的な計画を立てる必要があることから、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、他の高齢者向け施設の整備状況を踏まえた整備方針に基づき公募いたします。

② 福祉用具・住宅改修支援事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

要支援または要介護者の方が在宅生活を送るに当たり居室等の改修を希望する際に、専門家が相談・助言を行い、申請に係る理由書を作成することで、適正な住宅改修が行われるよう支援します。

■ 今後の取り組み

引き続き安全かつ適正な住宅改修が行われるように、介護支援専門員、作業療法士または福祉住環境コーディネーター等の専門家による支援を継続します。

③ 高齢者施設入所事業（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

身体上、精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その福祉の向上を図るため、養護老人ホームに入所措置を行います。

■ 今後の取り組み

高齢者の福祉向上のため、円滑な実施を進めていきます。

④ 市営住宅（都市整備課都市整備係）

■ 事業内容

逗子市市営住宅管理計画に基づき、市営住宅等の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう）を導入し、誰もが、安全で安心な住みやすいものとなるよう努めます。

■ 今後の取り組み

現在、バリアフリー化等がされていない市営住宅は、小坪滝ヶ谷第3住宅の一団地となっていますが、用途廃止の方向としていることから、今後の取り組みとしては、バリアフリー化等が完了している市営住宅の維持管理に努めていきます。

第5章 生活の質が持続できるまちづくりの推進

施策の方向性（1） 安心・安全なまちづくりの推進

① 福祉有償運送事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

福祉有償運送は、高齢者や障がい者など公共交通機関を利用することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。

サービスを提供する NPO 法人、社会福祉法人、消費生活協同組合等が道路運送法の登録を行うため、横須賀市、鎌倉市、三浦市、葉山町の4市1町と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行います。

■ 今後の取り組み

要介護者及び要支援者の外出支援の一助として、関係者との同意を踏まえて既存の公共交通機関では補えない移動に関するニーズを確保するため、事業者及びサービスの周知に努めます。

■ 実績と計画目標

項目（単位）	実績		見込値	目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業所数（件）	2	2	2	2	2	2

② 避難行動要支援者事業（防災安全課）

■ 事業内容

災害発生時における避難行動要支援者への支援を、適切かつ円滑に実施するために策定された逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とした避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化します。

■ 今後の取り組み

避難行動要支援者の名簿登載者については常に更新を行い、そのうち、同意が得られた者については毎年1回、自主防災組織等及び関係機関等に情報提供を行います。

自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成します。地域住民は、平常時には地域の避難行動要支援者に対して声かけや見守りを行い、災害時には、個別支援プランに基づき避難支援を行います。

また、災害時には避難行動要支援者の名簿情報を、同意の有無にかかわらず関係機関等に提供し安否確認や避難支援を行います。

③ 福祉避難所（高齢介護課高齢福祉係）

■ 事業内容

逗子市地域防災計画に基づき、学校等の一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者を、特別養護老人ホーム等の高齢者施設を利用した二次避難所（福祉避難所）へ避難するための体制を整備しています。

■ 今後の取り組み

防災安全課や社会福祉施設等と連携を図りながら、対応体制の確保に努めます。

④ 火災予防事業（消防予防課）

■ 事業内容

火災予防啓発として消防本部で行っている活動に加え、必要に応じて、ひとり暮らしの高齢者宅を高齢介護課及び地域包括支援センターの職員が同行訪問し、火気使用などについての注意喚起を行います。

■ 今後の取り組み

火災予防の観点から、ひとり暮らし高齢者宅の訪問について、関係機関との連携を図りながら行います。

施策の方向性（２） 災害や感染症対策に係る体制整備

① 高齢者・事業所への情報提供事業（高齢介護課介護保険係）

■ 事業内容

緊急時・災害発生時下、または、災害の発生が予測される際において、高齢者への適切な情報を提供するとともに、介護事業所等による介護サービスの適切な運営が図られるように支援を行います。

■ 今後の取り組み

自然災害や感染症の流行など不測の事態が発生した場合は、迅速に状況を把握・取りまとめを行い、正確な情報を分かりやすく高齢者に提供するとともに、関係各所と情報共有を図ります。また、サービスの停止を余儀なくされた市内事業所等に対しては、速やかにサービスが再開できるように支援を行います。

平常時においては介護事業所に対して不測の事態を想定したガイドライン等を明示したうえで、緊急時・非常時対策の構築を支援していきます。